

## 地方分権改革推進特別委員会記録

- 1 期 日 平成20年12月12日（金）
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 出席委員 委員長 渡壁正徳  
副委員長 杉西加代子  
委員 金口 巖、野村常雄、栗原俊二、門田峻徳、中津信義、  
城戸常太、松浦幸男、平 浩介
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席説明員  
[総務局]  
総務局長、総務管理部長、人事課長、行政管理課長、財務部長、財政課長、税務課長  
[企画振興局]  
企画振興局長、政策企画部長、分権改革課長、地域振興部長、市町行財政課長、新過疎  
対策課長  
[農林水産局]  
農林水産局長、農林水産総務課長、農水産振興部長  
[教育委員会]  
教育次長、管理部長、総務課長
- 6 付託議案  
県第98号議案 広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例案  
県第99号議案 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条  
例案
- 7 報告事項  
(1) 地域事務所における再編後の組織体制（案）について  
(2) 地方分権改革推進委員会「第2次勧告」～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と  
自立性の拡大へのポイント  
(3) 平成20年度地方分権・道州制シンポジウムについて  
(4) 教育事務所の再編について（案）
- 8 会議の概要  
(1) 開会 午後1時34分  
(2) 記録署名委員の指名  
(3) 付託議案  
県第98号議案「広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例案」外1件を一括議題  
とした。  
(4) 付託議案に関する質疑・応答  
○質疑（野村委員） ただいま説明がありました事務移譲の関係でお伺いたします。昨

日の一般質問でも言わせてもらったのですが、安芸太田町の病院のことについて、事務移譲の観点からどういうふうにとらえられているか、お伺いいたします。

といたしますのは、きのうもちょっと言いましたが、安芸太田町にはもともと町立病院が2つあり、その中でいろいろな事情もありまして、戸河内病院も診療所になりました。そのみならず、先般の新聞にも出ましたように、来年の春から御本尊の安芸太田加計病院が、このメインは精神科が中心で、精神科については広島県全般にわたって、結構広い範囲から患者さんが見えて、現在入院しておられるうちの半分以上は安芸太田町以外の人であります。それが、医師の都合で来年の春から60床を閉鎖せざるを得ないのです。

そうすると、安芸太田町には、極論すれば入院施設を持った病院がゼロになるということです。そういうふうな状況になりかねないという中で、一方で事務・権限の移譲というのが進んできているのですが、この表を見られてもわかるように、なかなか言われるとおりに受けることもできないということで、これは今の事例も含めて大所高所でもうちょっと考えていただかないと、とてもではないが町単独の裁量では、消化し切れない状況になっていると思います。その点について、どういうふうにご考慮されるか、お伺いします。

○答弁（市町行財政課長） 権限移譲につきましては、該当市町の状況、あるいは移譲事務の内容等も勘案して、十分協議をしながら進めております。

確かに、今おっしゃったような体制上の問題が幾つか出ているものもございます。これに対し、基本的に県としましては、人的な研修あるいは県からの派遣ということも含めて体制づくり、あるいは知識の習得等について支援しているところでございます。

また、具体的な中身も聞きながら、引き続き努めていきたいと思っております。

○意見・質疑（野村委員） 正直言いまして、きのうの一般質問でも言わせてもらったので、もうちょっと前向きな答弁がいただけるかなという思いで、きょうは言わせていただいたのです。というのが、先ほども言いましたように、きのうの一般質問でも言わせていただきましたが、地方で元気な部分は大いにPRして地域全体が元気になるという方策をとるのが、ずばり言って過疎対策だと思うのです。

一方では、そういう状況があるのであれば、少しでも早く手を打って、これはもう市町の仕事なので県は知らないと言い切れないところがあると思うのです。新過疎対策課まで設けてやるのであれば、そういったところをどこかで発信されたものについては、素早くキャッチして対応してもらわないといけません。やかましく言ったからといって、半月、1カ月おくれて対応していたら、ましてや、この問題というのは、先ほど言いましたように、来年3月いっぱいということでマスコミに既に発表されたわけですから、そういったことで、そのあたりを、これからどういうふうに対応していくかという話を、もう少し詳しく聞きたいのです。

○答弁（市町行財政課長） 基本的なスタンスは先ほど申し上げました。今、御指摘の

ことも踏まえまして、少し勉強したいと思います。

○意見・質疑（城戸委員） 今の説明で、市町への事務・権限移譲の中で見ると、1カ所気になるところがあります。産業廃棄物の不法投棄に係る現場確認の立入検査を市町に権限移譲することになっているのですが、私の経験上、これは市町では絶対にできないと思います。

実は、私が住んでいる島に産業廃棄物の不法投棄が以前ありました。ちょうど8年前ですが、それが不法投棄になるかならないかでいろいろもめておりまして、ちょうど私が知って中に入ったのです。

というのは、これが産業廃棄物か、産業廃棄物でないかという設定をできる者がいないのです。

市町は、産業廃棄物ではないと言われて、そのまま産業廃棄物ではないというふうに通したのですが、たまたまコンクリート廃材が1個ありました。私は自分の事業でコンクリート破片が入っていて、これは産業廃棄物だと言われ、運んだものをまた持ってかえった経験を持っていました。

私の島に捨てた人は、要するにどちらかと言えば、不法な形で人をおどしながらする人たちだったわけです。漁業組合も農業委員も全部おどされていたわけです。役場の人たちもおどされていたわけです。県庁もおどされていた。

それで、これは産業廃棄物ではないという議論になっていたのです。ですが、私はこれはおかしいと思いました。私が持って帰ったのは産業廃棄物ではなかったのかと思いました。こちらは一杯入っているのに産業廃棄物ではないと言う。私は1個しか入っていないのに産業廃棄物だと言われた。どちらが正しいのかという話をしました。

結果、これはどうにもならないということで、その間にもおどしがあつたことから、県警と海上保安庁に組織をつくってもらいました。恐らく今でもその組織は残っていると思います。

その人たちがいたがゆえに、これは産業廃棄物だという認定を受けて全部撤去をしてもらったのですが、はっきり言って、こういうものを市町に任せてできるわけがありません。警察などの公権力がなかったら、絶対にできないと思います。みんなおどされて、県庁職員でさえおどされていたのです。過程で、歩いたらどうだとみんな言われて、結果、これは産業廃棄物ではないという結論を出していたのです。それが、警察権を持って海上保安庁と警察がついてくれたら、当然結論はひっくり返って、全部を撤去させるようなことになりました。

だから、私は前から市町に権限移譲する場合、そういう公権力を発揮できる力がないところまで、絶対に事務移譲してはいけない、そういうものを必要とする事務を移管するというのはいかなものかと言っていたにもかかわらず、ここにこれが入っているというのは違うのでしょうか。違うのであれば、説明していただきたい。

○答弁（行政管理課長） ここで、移譲しております立入検査というのは、法に基づか

ない現場確認のための初期の調査であります。権限移譲のスキームの中で言えば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の産業廃棄物にかかわる部分の公権力に伴う部分は、県がすべて留保しています。先ほど委員が言われたように、一般廃棄物なのか、産業廃棄物なのか、それともだれかの忘れ物なのかというような状況の中で、まず、通報が市役所に入ってきて、駆けつけて見に行くという部分の権限移譲でございます。

○意見・質疑（城戸委員）　そこが問題なのです。見に行く段階から問題なのです。見に行くと、これは産業廃棄物ではないとそこで結論づけたら、もう取り締まる方は行かないでしょう。

○答弁（行政管理課長）　言葉が足りませんでしたけれども、市が単独というよりは県と連携して現場を確認しに行くというスタイルをとります。ですから、市の職員が行って県に通報するとか、そこから県が現場を見に行くとか、一緒に見に行くとか、いろいろなケースがあると思います。そういう中で、特定施設の検査とか、そういうような公権力を伴わない部分の通報です。

○意見・質疑（城戸委員）　私は意味がよくわからないのですが、最初におどされるなどのそういう力が働いていた場合、そこが変わってきたらどうにもならないのです。多分私の経験した事案は、最初からこれは産業廃棄物ではないという申請で出たのです。それで、町も産業廃棄物ではないと言う。

ただし、住民からこれは産業廃棄物ではないかという訴えがありました。町は産業廃棄物ではないという結論を出していたわけですが、県まで産業廃棄物ではないという結論を出していたわけですが、だから、だれも相手にしなかったわけですが、たまたま私が聞いて県へ持ち込んだら産業廃棄物ではないと言われたのです。産業廃棄物とはどのようなものかと騒ぎ出したら、いろいろ出てきた。県も市町もこれは産業廃棄物ではないと言っていたのが、だんだん責めていったら口ごもり出しました。何かと言えば、いろいろな家に電話がかかってくるおどされるのだという話が出ました。

○答弁（企画振興局長）　この案件は以前、委員からも相談を少し受けたことがあると思います。当時は呉市との合併が済んでいたかどうか覚えておりませんが、今、委員御指摘の案件は、市町ではできなくて県ではできるということではなく、あの案件は、多分、県の地方機関の水産関係のところか何かに相談されたら、うちは知らないと言われ、町の支所へ行ってもしっかりしないということで、処理に困っていたというようなことがあったと思います。つまり、権限の行使に当たって組織の中で十分調整されて、整理がされていたかどうかという問題もあると思います。

それから、基本的な事務権限の移譲ですが、私どもはこれから住民の日常生活にかかわること、それから地域の産業活動にかかわることなど、一番基礎的な自治体、身近な自治体が処理した方が早く、丁寧に実情がわかってできるものについては、権限移譲をしていくという考え方で、そういう分野の権限移譲を行っております。

県ができて市町ができない部分というのは、現在はあるかもしれませんが、合併後の市町においてその事務の中身を習熟していただければ、おおよそできるであろうし、ノウハウも蓄積されればできると思います。

それから、小さい合併後の市町でスタッフを十分そろえられないというような場合であっても、その部分については県が直接やるというのではなく、例えば、単独の市町でできない場合は大きな町と組んで、一部事務組合であるとか、さまざまな特別地方公共団体が連携しながらやるような方向で、我々で考えているのは、県の方から要らないから取れというのではなく、本当に住民の皆様にもメリットがある方法をこういう権限移譲、分権ということで進めておりますので、方法をいろいろ考えながら進めていく必要があると思います。

○意見・質疑（城戸委員） この仕事が能力がなくてできないと言っているわけではなく、市町と県との調整が悪くてできないと私は言っているわけでもないのです。はっきり言って、あのときは表向きから見ると、あなたの言われたとおりです。しかし、そうではなく裏の部分があり、裏の部分はいわゆるそういう不法投棄なり廃棄物を扱う人たちの中に、ごく一部ですが、不法投棄する人がいるのです。その人たちが、いわゆるおどしによってそれを認めさせようという動きをするのです。

そのときに、公権力を持った組織が後ろについてくれないと、話そのものができないのです。その話し合いができないから、あの件はああいう形で私が受けるようになったのです。それは、市町の調整が悪くて受け付けられなかったわけではないのです。

要するに、どこへ訴えていっても相手にしてくれなかったのです。これは産業廃棄物ではないという結論だったわけです。だから受けられないということでした。それがなぜ産業廃棄物ではないのかと言うと、これぐらいのコンクリートがまざっているものは産業廃棄物ではないという言い分で逃げていました。その見解で違いが出ていたのですが、それはおかしいではないかと言うと、結局は後ろから変な力が働いており、それでみんな逃げを打っていたという形のものでした。

それをおかしいと言ったのは海上保安庁です。海上保安庁としては、これはおかしいと言ってくれたのです。それで、海上保安庁と県警で組織をつくろうと言って組織をつくってくれました。それがあったがゆえに、市町も県も中に入って、これを除きなさいという命令を出されたわけです。

それまでは、地元も全部おどされて大変なことだったのです。ですから、市町の人たちや県に能力がないのではなく、そういう変な力が働くことがあり、そのときに、市町でとれなかった場合、最初の話で、市町が判断するときそういう力がかかるわけですから、そこをどうクリアするのでしょうか。

○答弁（企画振興局長） これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の問題だと思います。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の事務についてはこれまで県が対応してきました。これは一般的に言うと、取締法とかそういうたぐいでございまして、こ

ういうのは、いわゆる警察本部が持っている司法警察権に基づいて行う警察業務がありますが、取締法はいわば警察行政の一つです。

したがって、その法律に書いて示してあることを毅然たる態度で臨むというのは、県職員であれ市町職員であれ、その付与された権限を行使するのに、おどされるから市町ではだめとか、県ではだめで海上保安庁ならいいということはあってはならないのです。

だから、それは職員みずから組織として、組織の責任者が毅然とした取り締まり行政の一部、警察行政を担当しているという心構えで行うということが重要だと思います。組織が、権限移譲がどうではなく、まさにそういうことをやっていくのが公務員としての仕事になってくるということだと思います。

○意見（城戸委員） わかりました。そこまで言われるなら、もう少し公務員の意識を徹底して、職務に励んでほしい。特に、県庁の中にそれを徹底するべきだと思います。私の経験上、県庁の中にもそれに屈した人が大勢おられました。その部署は環境ではないです。

企画振興局の人たちがそう言われるのであれば、土木、農林の全部にそういう周知をしていただきたい。これがないと、はっきり言って、屈しないのが公務員であるという、これが私は基本形を守るものだろうと思います。

そこが押さえられていて、なおかつ、こういう住民のトラブルが出てこないようにしていただきたい。

(5) 表決

県第98号議案外1件（一括採決） … 原案可決 … 全会一致

(6) 付託調査事件に関する質疑・応答

○質疑（金口委員） それでは、資料番号3、地域事務所における再編後の組織体制（案）について質問いたします。

この再編案につきましても、これまで何度かこの場で私も意見を述べさせていただきましたが、結局は当初提案されたものと中身は変わらずに、ハードルの高さというものを、さすがにすごいと逆に私は感心しているところもあるわけです。

それは、さておきまして、今回、案とは言いながら、この12月の補正予算の中にも改修予算、財産管理費で9,800万円、地域事務所費で9,200万円、合計1億9,000万円が計上されています。ということは、この予算が可決すると同時に地域事務所の再編整備に具体的に着手していく、中のレイアウトも変えていくということだろうと思います。

1 ページ目のところに、組織の数について、187組織が139組織となり、48の減ということで、この1億9,000万円を投資して行うわけですが、この再編の視点の中にスリムで効率的な組織体制ということで、どれだけ事務所がスリムになるのかです。まず、トータル人員が現在7地域事務所であらいて、それが3地域事務所になった場合には幾らになるのか、当然これは示されるべきだろうと思うのですが、どうな

っていますか。

○答弁（行政管理課長） 今回の地域事務所の再編により、事務所の統廃合あるいは業務の集約効果、人員削減効果が見込まれると考えています。

まだ、細部にわたっての詰めは残っていますので、最終段階ということではございませんけれども、まず、組織の統合によって、先ほど説明したようにポストが減少することや、事務所間での業務の集約、事務の移動でおおむね160人程度の人員削減が見込まれると考えています。

そのほか、現時点で想定し得る事務事業の見直し等、これは平成18年度から事務事業総点検という形で行っていますが、そういう部分の事務事業の見直しが、約100名程度、合わせて260名程度の人員削減効果を見込んでいます。人件費とすれば、20億円程度の歳出削減になっています。

それに加え、廃止となる事務所の庁舎管理費や光熱水費の縮減という観点から6,600万円程度、芸北地域事務所が、全部撤退しますので、建物の解体費用を除き、実勢価格ではないですし、売り払う相手はまだ決まっていますが、現時点での評価額で1億9,700万円程度が見込まれています。

現行で地域事務所に存在する職員数は約2,000人でございます。これから260人の削減が見込まれるということでございます。

○意見・質疑（金口委員） 260人の削減ですが、これはただ異動がいろいろありますので、それがすべて2,000人から260人がすっといなくなるという、比較するのが難しい部分もあるとは思いますが、人件費だけでも20億円ということでございますので、相当の効率化にはなろうかと思えます。そのことにつきましては、私も異を唱えるつもりはありません。

できましたら、個別のどこがどれぐらいになるのかという、当然大まかな数字でも出せるのであれば出していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○答弁（行政管理課長） おおむねということで各機関の人数あるいは地域別の人数は、もうしばらく時間をいただきまして、アナウンスさせていただきたいと思えます。

○意見・質疑（金口委員） ここではまだ発表できる段階ではないととらせていただきましたので、また、総枠のところ、今言われました260人というのはお聞きしたということで、またの機会にそのこともお聞かせいただければと思います。

それと、4ページに、農林水産の中で、真ん中にございます水産課ですが、私もこれまで尾道の事務所につきましては、農林水産について随分話をさせていただきましたし、ここの水産課が本庁に全部集約ということになっています。漁協とかそういう水産に関係する人は尾道市ばかりではありませんが、私はやはり、このシェアというのは尾道の方が比較した場合には多いまま、前回、前々回のときも話をさせていただきましたが、本庁に集約して、実際にこれを運用してみて、非常に不便だということになった場合、これはどうなのでしょう。やはり先ほど、例えば、各方面の皆さんからの御意見をお聞きしてということで、その後には見直しという

のがつくのかどうなのか。やはり、動かしてみないとわからない部分も私はあると思います。その辺はどのようにお考えでしょうか。

○答弁（行政管理課長） 今回、水産につきましては、基本的に西部、東部に集約して、一部例外的に呉に第二課を置くという整理をしていますが、この水産課だけではなく、すべての県の組織につきまして、不断の見直しというのは行ってまいりつもりでございますから、もし現行の本庁組織に支障がある、あるいは各事務所に支障があるということについては、いろいろ意見を聞きながら継続的な改善に努めていきたいと考えております。

○意見・質疑（金口委員） この新しい組織が、今度、何年もつかも逆に言えばわかりませんから、見直しするというのは、それはそのときにはまた大きなくくりで見直し、それこそまだまだ削減していこうという思いもあるかもしれませんが、やはり利用する方から見ると、余り不便になるというのは、県との距離がどんどん遠く、県がなくなってしまうえばよいと言えれば別の話ですが、県との関係がだんだん薄くなっていっているような気がします。ですから、その辺も常にチェックしながら行政運営を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。私の考えと違うということであれば言っていたきたい。

○答弁（行政管理課長） 全く違います。努力してまいります。

○意見・質疑（城戸委員） 地域事務所の再編計画ですが、これで本当に減るのだろうかと思うことがあるのです。先ほど、畜産事務所とかいろいろな事務所が同じ場所にあるのかどうかかわからないのですが、各事務所の、3事務所とか4事務所とか全部同じ場所にあるのでしょうか。それとも事務所は違うのですか。

○答弁（行政管理課長） ほぼ今の地域事務所の各局のところに場所があります。

○答弁（農林水産局長） 今回、畜産事務所を設置しますが、具体的に申し上げますと、福山に持っていきます畜産事務所には、上下にございます家畜保健衛生所を福山に持ってまいります。

それから、芸北に今、支所を設けていますが、これについては広島の本所に持ってまいります。

したがいまして、家畜保健衛生所で申し上げますと、今、4カ所あるものを3カ所に統合します。

それから、今、庄原を含めて8つの畜産関係の振興部門がございますが、これはそれぞれ3つの本所と3つの支所に統合するということです。

○意見・質疑（城戸委員） そうではなくて、統合はわかるのですが、いわゆるほかの今、地域事務所があります。地域事務所と言われているのが今度本所になるわけです。その本所と一緒にあるのかということを知っているのです。

○答弁（農林水産局長） 畜産事務所は今の合同庁舎の中に設けます。

○意見・質疑（城戸委員） ただ、合同庁舎は今度3事務所になるわけですが、厚生環境は4事務所になります。後のものは3事務所に残るかもわからないけれども、支所



の部分です。支所の部分は小さくなるのだろうが、事務所の形態をとるのであれば、ある程度の人数で組織のあり方から言って、極端に小さくはできないのではないかと思います。

特に、農林水産で呉に支所を置く、水産の第2課というのを置く。私は思うのですが、水産というのは、ほとんど呉です。広島よりも規模が全く違うぐらい大きいわけですから。それなのに、それが広島にあって、わざわざ2課を置くというより、水産そのものの事務所をあっちに持っていった方がいいのではないかと思います。

そういう行政客体を視点に置いていくと、この支所というのはそんなに小さくならないのではないかと思います。そのあたりはどうなのでしょう。

○答弁（行政管理課長） 今回、表であらわしていますのは、基本的な課のたてりですので、例えば、場所によっては今、第1課、第2課があったりするわけですが、その2課をなくす、あるいは、ある事務所と事務所にあった課を統合して1課にするというポストの減と、それと、この表ではボリュームがわかりませんが、業務を本庁の方にかなり集約していきますので、その人役は落ちますので、一個一個積み上げまして今のところ260人程度減らせるということです。

○意見・質疑（城戸委員） 最終的に聞きたいのは、これだけ市町への事務・権限移譲をして県庁全部一人一人どういう業務に何人張りつけているというのは人役で計算できます。それと、こうやって移譲していった人と業務が、こちらのこういうもので減るといふ、整合性があるぐらい全部突き合わせをしているのでしょうか。

○答弁（行政管理課長） すべて付き合わせをしていますので、ポスト減と業務集約で160人、権限移譲などを含む事務事業の見直しで100人です。年度末までに変わるかもしれませんが、全体でその2つを足した260人を削減できるというふうに全部付き合わせております。

(7) 閉会 午後2時35分